記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで）	埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県桶川市大字川田谷まで 埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県桶川市大字川田谷まで 埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県桶川市大字上日出谷まで 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間まで 但し、菖蒲ＰＡを除く	新設工事	平成26年４月１日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県久喜市大字下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで）	埼玉県久喜市大字下早見から埼玉県幸手市大字上高野まで 埼玉県幸手市大字上高野から埼玉県幸手市大字平須賀まで 埼玉県幸手市大字平須賀から埼玉県幸手市大字平須賀まで 茨城県猿島郡五霞町大字幸主から茨城県猿島郡五霞町大字幸主まで	新設工事	平成26年４月１日

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第14号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成26年３月31日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から相模原市緑区小倉まで
④相模原市緑区小倉からあきる野市牛沼まで
新）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から相模原市緑区小倉まで
④相模原市緑区小倉からあきる野市牛沼まで
⑤相模原市緑区小倉

工事区間変更日　平成26年４月１日

弁理士登録公告

平成26年３月12日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
３月12日	19399	渡辺　純一
３月12日	19400	宮沢　光善
３月12日	19401	富永　憲二
３月12日	19402	松山　喬
３月12日	19403	服部謙太朗

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成26年２月20日	18083	渡邉　裕子	死亡抹消
平成26年２月28日	12919	堀江　真一	申請抹消
平成26年３月12日	10523	祐末　輝秀	弁理士法第24条第１項第５号に該当するに至った為

弁理士数　10,176名

（平成26年３月12日現在）

平成26年３月31日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成26年３月12日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
３月12日	13319	高田　北斗
３月12日	17476	金澤美奈子
３月12日	18553	逢坂　敦

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,970名

（平成26年３月12日現在）

平成26年３月31日　日本弁理士会

住宅型式性能認定に関する公示

一般財団法人建材試験センター公示第品型28号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第31条第１項の規定により住宅型式性能認定を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年３月31日

一般財団法人建材試験センター

理事長　長田　直俊

平成12年建設省告示第1655号第１号に掲げる住宅

（認定年月日：平成25年11月１日）

株式会社ＭＸエンジニアリング（東京都千代田区飯田橋３－４－３）

省エネルギー対策等級―等級４

T170404Aa157002a　T170404Aa157003a

T170404Aa157004a

（認定年月日：平成25年11月26日）

株式会社アールシーコア（東京都渋谷区南平台町２―17日交渋谷南平台ビル４Ｆ）

省エネルギー対策等級―等級４

T170404Aa158004a

（認定年月日：平成26年１月15日）

株式会社木の繊維（札幌市東区北24条東１丁目３番２号樋口ビル３階）

省エネルギー対策等級―等級４

T170404Aa159003a　T170404Aa159004a

T170404Aa159005a

解散命令公告

群馬県公告

別表の左欄に掲げる農業協同組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れず、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成26年３月31日

群馬県知事　大澤　正明

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
東群馬畜産農業協同組合 群馬県伊勢崎市南町22番地	農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。
伊勢崎養鶏農業協同組合 群馬県伊勢崎市山王町543番地	